

岩手

July

7

2019



『朝日に輝く（八幡平市）』 写真：眞館弘治

新たな時代にPDCA みんなで築こう ゼロ災職場

(全国安全週間・準備月間スローガン)

〔目次〕

令和元年度全国安全週間岩手労働局長メッセージ	2
伐木作業等における安全対策の強化のため、労働安全衛生規則の一部を改正する省令が施行されます。	2
子育て支援（くるみん）推進企業認定！	3
働く、を変える日	4
事業主の皆さまへ、労働条件の変更を 検討されている事業主の皆さまへ	4～5
外国人技能実習制度関係者養成講習のご案内	6
クエスチョン	7
メンタルヘルスとコミュニケーション ^④	8
インフォメーション	9
講習会のお知らせ	10・11

全国安全週間 岩手労働局長メッセージ

全国安全週間は、昭和三年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で九十二回目を迎えます。

この間、全国では、労使が協調した労働災害防止対策が展開され、この努力により長期的には、労働災害は減少し、平成三十年の死亡者数は前年より減少し、四年連続して千人を下回っています。

岩手県内における労働災害は、平成二十六年まで五年連続で増加し、その後、二年連続で減少したものの、平成二十九年は増加に転じ、平成三十年は前年から二件の減少にとどまっております。本年に入ってから減少傾向は認められるものの、大幅な減少には至っていません。

第十三次労働災害防止計画の初年度であった平成三十年の労働災害は、「転倒災害」が全体の四分の一を占め、その多くが小売業、社会福祉施設等の第三次産業において発生し、製造業においては「はさまれ、巻き込まれ災害」、建設業、道路貨物運送業においては、「墜落・転落災害」が依然として多数発生しているなど、基本的な安全対策の充実が求められます。

また、近年増加している高齢労働者対策や、今後増加が見込まれる外国人労働者対策をはじめとする、就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した、日々の仕事で安全なものとなるような取り組みが求められています。こうした状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図ることを決意して、令和元年度の全国安全週間は、

「新たな時代にPDCAみんなで築こうゼロ災職場」

をスローガンとして、七月一日から七月七日まで展開されます。

この全国安全週間を契機として、それぞれの職場で、改めて労働災害防止の重要性を認識し、安全活動の着実な実行を図ることによって、県内の産業界の安全水準がさらに向上するとともに、岩手県の東日本大震災及び平成二十八年台風十号からの着実な復興が進むことを祈念いたします。

令和元年七月一日

岩手労働局長 小鹿 昌也

伐木作業等における安全対策の強化のため、労働安全衛生規則の一部を改正する省令が施行されます。

1 改正の趣旨

「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」（平成30年3月6日公表を踏まえ、伐木、かかり木の処理及び造材の作業における危険並びに車両系木材伐出機械を用いた作業による危険等を防止するため、事業者が講ずべき措置等について見直しを行う。

2 主な改正の内容

(1) 伐木の直径等で区分されているチェーンソーによる伐木等の業務の特別教育を統合すること。

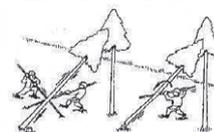
(2) 伐木作業等における危険を防止するために、次の事項を規定すること。

① 伐木作業において、受け口を作るべき立木の対象を胸高直径40cm以上のものから20cm以上に拡大する等立木を伐倒するときの措置を義務付けること。

② 事業者に対して、かかり木の速やかな処理を義務付けるとともに、事業者及び労働者に対して、かかり木の処理における禁止事項を規定すること。（図1～図3）

③ 事業者は、伐木作業において、当該立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならないこと等を規定すること。

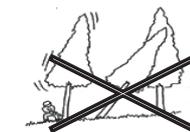
④ 事業者は、チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させること、また、当該労働者に、当該切創防止用保護衣を着用することを義務付けること。（図4）



(図1)かかり木の処理



(図2)かかられている木の伐倒



(図3)浴びせ倒し



(図4)下肢の切創防止用保護衣

3 施行期日等

○公布日 2019（平成31）年2月12日

○施行日 2019（平成31）年8月1日（一部の規定*は公布日、特別教育の部分は2020（平成32）年8月1日）

(*）修羅（しゅら）による集材又は運材作業、木馬道及び雪そり運材に係る規定の廃止。

詳しくは、厚生労働省ホームページに掲載のリーフレット（<https://www.mhlw.go.jp/content/000510529.pdf>）をご覧ください。

子育て支援（くるみん） 推進企業認定！

— 2社とも複数回取得企業を更に認定 —

次世代育成支援対策推進法では、一定の基準を満たし子育て支援に関する状況等が優良な企業について、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

新たに以下の2社が認定を受け、認定通知書を交付しました。

[くるみん認定企業]

学校法人岩手キリスト教学園
(幼児教育、保育業・盛岡市)

★4回目のくるみん認定。
継続的に制度の周知を図ることにより制度利用を促進！



認定基準の主な達成状況（2年間）

- ・ 育児休業取得…男性1名が1か月間取得
- ・ 配偶者の出産や子の学校行事への参加等のために利用できるファミリーサポート休暇を導入

[くるみん認定企業]

杜陵高速印刷株式会社
(印刷業・盛岡市)

★3回目のくるみん認定。
子の年齢に応じて使える制度をまとめた資料を作成・配付することにより利用を促進！



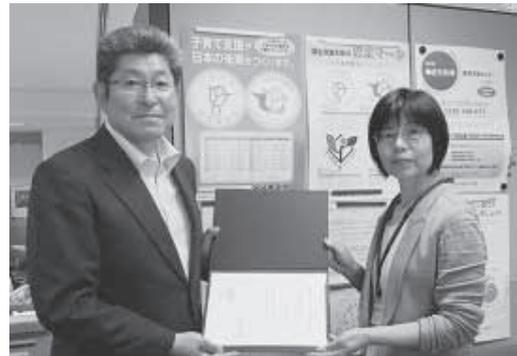
認定基準の主な達成状況（3年間）

- ・ 1歳以上の子の看護休暇利用状況…男性5名が利用
- ・ 仕事と家庭を両立するための情報提供や研修を実施

[認定通知書交付の様子]



(左) 学校法人岩手キリスト教学園 村上理事長



(左) 杜陵高速印刷株式会社 館川代表取締役

行動計画策定で企業のやる気を示せます！

子育て支援に積極的である、女性が活躍している企業である。これらを示すには認定マークを取ることがよいのですが、方法はこれだけではありません。自社の行動計画を立てて外部に発表することにより企業の前向きな態度を示すことができるのです。特に行動計画策定等が義務化されていない規模の企業（子育て支援では労働者100人以下、女性活躍推進では労働者数300人以下）であれば、子育て支援や女性活躍に積極的な企業であるとの評価を得ることもできます。企業トップが宣言すれば従業員にも会社の方針を示すことができるでしょう。

■次世代法に基づく一般事業主行動計画は、

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/>

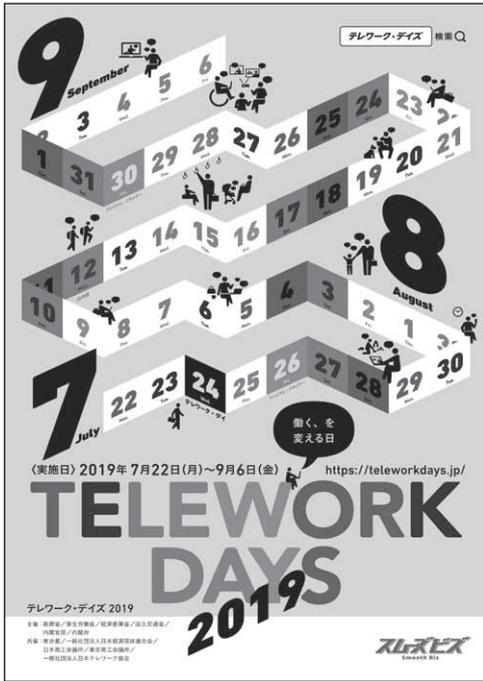
■女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画は、

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

【問合せ先】

岩手労働局雇用環境・均等室

電話 019-604-3010



働く、 を変える日

参加企業・団体様の声

- 上司の9割以上がオフィスと同等以上の業務成果と回答、営業職の5割が1時間以上の異動・待機のムダ削減と回答。
- 通常勤務では短時間勤務しか実施できない育児・介護中の社員がフルタイム勤務することができた。
- 移動時間の削減、通勤ラッシュの時間回避により、身体的精神的負担が軽減した。
- テレワークをきっかけとして、チーム内での情報共有が活発になった。

テレワークで様々なメリットを実感

- 往復4時間かかる通勤時間を節約し、育児との両立も可能に。社員の採用にも予想以上の反響があった。
- 育児、介護、自身の闘病というトリプルケアの状態でもテレワークを活用して柔軟な働き方を実践。
- テレワークを活用し移動時間を削減することで、残業時間が6割減少。社員のやる気もアップし業務効率も向上。
- 在宅テレワークで重度障害者を雇用。多様な人材が能力を発揮できる環境を整備。

政府は、東京都、経済団体等と連携し、2019年7月22日(月)～9月6日(金)の期間を「テレワーク・デイズ2019」として全国一斉でのテレワーク実施を呼びかける国民運動を推進しています。東京都の「スムーズBiz」の取組とも連携し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会期間中の交通混雑の緩和と、働き方改革の実現に向けたテレワークの全国的な定着を目指しています。皆様のご理解と積極的なご参加をお願いいたします。

事業主の皆さまへ

法改正の趣旨に沿った、年次有給休暇の取得促進のために年次有給休暇の時季指定を正しく取扱いましょう

平成31年4月1日から改正労働基準法が施行され、年次有給休暇の年5日の時季指定が義務化されました。

注意! 以下のような取扱いは、望ましくありません

- ✓ 法定休日ではない所定休日を労働日に変更し、当該労働日について、使用者が年次有給休暇として時季指定すること。



実質的に年次有給休暇の取得の促進につながっておらず、望ましくありません。

- ✓ 会社が独自に設けている有給の特別休暇*を労働日に変更し、当該労働日について、使用者が年次有給休暇として時季指定すること。

*法定の年次有給休暇日数を上乗せするものとして付与されるものを除く。以下「特別休暇」という。



今回の改正を契機に当該特別休暇を廃止し、年次有給休暇に振り替えることは、法改正の趣旨に沿いません。また、特別休暇などの労働条件の変更は労働者と使用者が合意して行うことが原則です。(労働条件の変更については裏面をご覧ください)

※特別休暇を取得した日数分については、使用者が時季指定すべき年5日の年次有給休暇から控除することはできません。

ご不明の点などがございましたら、

労働条件の変更を検討されている事業主の皆さまへ

労働条件を変更する際には 労使間で十分に話し合うことが必要です

**労働条件を変更する際には、法令などで定められた手続きなどを遵守の上、
事前に労使間で、十分に話し合いなどを行うことが必要です。**

合意による労働条件の変更

労働契約の変更は、労働者と使用者が合意して行うことが原則です。
そのため、労働者と使用者が合意すれば、労働条件を変更することができます。
(労働契約法第3条、第8条)

就業規則による労働条件の変更

使用者は、労働者の合意を得ることなく、一方的に就業規則を変更して、労働者の労働条件を不利益に変更することはできません。ただし、次の要件をいずれも満たせば、使用者は、就業規則の変更によって労働条件を変更することができます。
(労働契約法第9条、第10条)

① その変更が、以下の事情などに照らして合理的なものであること。

- ✓ 労働者の受ける不利益の程度
- ✓ 労働条件の変更の必要性
- ✓ 変更後の就業規則の内容の相当性
- ✓ 労働組合などとの交渉の状況

就業規則の作成や変更にあたっては、事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければなりません。(労働基準法第90条)

② 労働者に変更後の就業規則を周知させること。

■ 参考：労働契約法

労働契約法は、労働契約の基本的なルールを定めています。罰則はありませんが、解雇などに関して、民法の権利濫用法理を当てはめた場合の判断の基準などを規定しており、私法上の効果を明確化するものです。民事裁判や労働審判は、労働契約法の規定を踏まえて行われます。

【参照条文】

○労働契約法（平成19年法律第128号）

第三条 労働契約は、労働者及び使用者が対等の立場における合意に基づいて締結し、又は変更すべきものとする。
2～5 (略)

第八条 労働者及び使用者は、その合意により、労働契約の内容である労働条件を変更することができる。

第九条 使用者は、労働者と合意することなく、就業規則を変更することにより、労働者の不利益に労働契約の内容である労働条件を変更することはできない。ただし、次条の場合は、この限りでない。

第十条 使用者が就業規則の変更により労働条件を変更する場合において、変更後の就業規則を労働者に周知させ、かつ、就業規則の変更が、労働者の受ける不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況その他の就業規則の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、労働契約の内容である労働条件は、当該変更後の就業規則に定めるところによるものとする。ただし、労働契約において、労働者及び使用者が就業規則の変更によっては変更されない労働条件として合意していた部分については、第十二条に該当する場合を除き、この限りでない。

○労働基準法（昭和22年法律第49号）

第九十条 使用者は、就業規則の作成又は変更について、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。

2 使用者は、前条の規定により届出をなすについて、前項の意見を記した書面を添付しなければならない。

岩手労働局または労働基準監督署にお問い合わせください。

外国人技能実習制度関係者養成講習のご案内

2019年7月1日

外国人技能実習法が平成29年11月1日に施行され、1年8カ月が経過しました。

技能実習の適正な実施及び技能実習生を保護するため、監理団体には監理責任者等講習を、実習実施者には技能実習責任者講習の受講を義務付け、また、技能実習指導員講習及び生活指導員講習の受講を推奨しています。

私共全基連では、これまで全都道府県で全講習を実施し、全国で17,000人の方々に事業運営するうえでの必須事項として受講していただき、受講者からは、「解りやすい、勉強になった」等のご好評をいただきました。

2019年度岩手県では下記の日程で講習会を開催します。監理団体及び実習実施者の関係者の皆様には奮ってご受講いただきますようご案内します。受講いただいた方には、使い勝手の良いと評判の「安全衛生パスポート」（安全衛生に関する基本的なキーワード100語を10ヵ国語に翻訳したもの）を無償で提供しています。

講習名		開催日	募集開始日	募集締切日	講習時間等	受講料
監理団体	監理責任者等講習	10月28日 (月)	2019年 8月28日 (水) 15:00	2019年 9月27日 (金)	受付開始 8:30 講習開始 9:00 講習終了 16:40	12,000円
	技能実習責任者講習	10月29日 (火)			受付開始 8:00 講習開始 9:00 講習終了 16:40	
実習実施者	技能実習指導員講習	10月30日 (水)		振込締切 10月4日 (金)	受付開始 8:00 講習開始 9:00 講習終了 16:20	10,000円
	生活指導員講習	10月31日 (木)		受付開始 8:00 講習開始 9:00 講習終了 15:10	9,000円	

※監理責任者及び外部役員・外部監査人、技能実習責任者は、2020年3月31日までに講習の修了が必須です。（講習修了者がいないと技能実習生の受入れができなくなります）

技能実習指導員及び生活指導員は2019年4月1日より優良日業者要件の加点項目となりました。

- 講習会場 岩手県盛岡市北飯岡1丁目10-25（公財）岩手労働基準協会研修センター
- 定員 各講習とも100名
- お申し込み 全国労働基準関係団体連合会のホームページから（「全基連」で検索）
または、岩手労働基準協会のホームページからも全基連HPに入れます。
岩手労働基準協会HP：<http://honbu.iwateroukikyo.com/>

お問い合わせ先 公益社団法人 全国労働関係団体連合会（略称：全基連）
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-12-2 三秀舎ビル6階
TEL 03-5283-1031 FAX 03-5283-1032 担当：西津、石田、高木



賃金構造基本統計調査について

Q1

賃金構造基本統計調査の調査票等が届きましたが、この調査はどのような調査でしょうか。厚生労働省で実施している毎月勤労統計調査とどこが違うのでしょうか

A

賃金構造基本統計調査は、賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数及び経験年数別などを明らかにするための調査であり、雇用、給与及び労働時間の毎月の変動を明らかにするための毎月勤労統計調査とは調査の目的、内容等が異なります。賃金構造基本統計調査の調査結果は、民間企業における賃金決定等の資料や労務管理の資料、損害賠償請求訴訟における逸失利益の算定、最低賃金の決定、労災保険法の年金給付基礎日額の最低及び最高限度額の算定、各種政策決定の際に幅広く利用されています。

Q2

調査の対象となる事業所はどのように選定しているのでしょうか

A

総務省が「経済センサス」（事業所の国勢調査に相当します。）の調査結果を基に整備、管理している「年次フレーム」を母集団として、各区分ごとに全国の事業所を都道府県、産業、事業所規模別ごとに区分し、必要な調査対象数を無作為に選びます。

Q3

昨年も提出したのに何故今年も対象となるのでしょうか

A

都道府県、産業、事業所規模別に区分したグループにおいて該当する事業所が少ない場合は、対象となる確率が高くなり、毎年無作為に抽出しても連続して対象となってしまう場合があります。

Q4

提出しないとどのような問題が起こるのでしょうか

A

調査対象事業所は、都道府県、産業、事業所規模別にグループ化された事業所群の代表として選定され、提出された調査票からグループの賃金の実態が復元され、さらに全国の賃金の実態が復元されます。調査票が提出されないと、正確で信頼性のある結果が得られなくなる可能性があります。

Q5

調査票の提出は義務となっているのでしょうか

A

当調査は国勢調査等と同じ統計法に基づいた基幹統計に指定されており、統計法第13条により報告が義務づけられています。なお、調査を行う側にも統計法第41条により業務で知り得た情報を漏らしてはならないという守秘義務があります。

調査に該当した事業所の皆様には、この調査の趣旨、重要性をご理解いただき、調査にご協力くださいますようお願いいたします。

なお、調査票の作成に当たって不明な点がありましたら岩手労働局賃金室（TEL019-604-3008）までご相談ください。

また、今年の賃金構造基本統計調査から、本社等において複数の調査対象事業所分をまとめて提出いただける「一括調査」を導入することとなりますが、「一括調査」についての詳細は厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/detail/2019chousa.html> をご覧ください。（今年の申請は締め切らせていただきました。）

メンタルヘルスと コミュニケーション

④〇 ～捨てぜりふ～

今松 明子

毎月、拙文せつぶんをお読みいただきありがとうございます。今月も感想を頂きました。ありがたく大きな励みにもなっています。紙面をお借りし心から感謝申し上げます。引き続き、身近な出来事を拾い上げていきたいなあと思っています。よろしく願います。

混雑していた上りの新幹線でのささいな、でもちょっと考えてしまう出来事でした。二人席側に女性二人の外国の方が座っていました。話していた内容は全くわかりませんが、話し声の音の高さ、大きさ、そして笑い声のけたたましさで周囲の席の人たちはいいかげんにしてという気持ちだったと思います。私も文庫本を持ち込んでいたのですが、通路を挟んで一例後ろの席だったので気になってしまい読み切れませんでした。両側の荷物棚には明らかに彼女たちのものと思われる大トランクやスーツケース類が置かれ、次の駅から乗車した方々の様子から明らかに“荷物置けないでしょう”という気持ちが見える状態でした。彼女たちは自分たちの荷物が他の人に迷惑をかけているという意識は全くないようで早い者勝ちの感覚なのかもしれないと思いました。

おしゃべりに夢中の彼女たち、自分たちの小さなハンドバックが通路に落ちたのも気が付かないようで、通路を挟んで横の席の妙齢みょうれいの女性が拾って渡していました。彼女ら二人そろって「ありがとうございます！」と日本語で。「ハンドバックには大事なものが入っているでしょ。気をつけてね。」とご婦人。きちんと頷うなづいていたので二人は日本語わかるようでした。ありがたいの一言がとてもとても感じよく、笑顔もかわいかったので、あの大声のおしゃべりを許そうかなと心の中で思ったほどでした。それからもしばらくは賑やかなお喋りしやべりが続き、終着の一つ前の駅に近づくと上着を着て、下車の準備を始めました。テーブルの上にあったゴミはというと、前席の背についているポケットにギュウギュウ詰め、空のペットボトルは逆さにしてキャップのところをポケットの網にひっかけて、棚の大荷物を降ろし始めました。その矢先、先の婦人が言い含めるように大きな声で、「ゴミはね、置きっぱなしでなくゴミ箱に持って行ってね。」と。しかし、彼女たちは立った

まま両手を広げ頭を傾げ、日本語わかりませんポーズをとり、残っていた大スーツケースを降ろし、ゴミはそのままで出口の方へ行ってしまったのです。周囲の人たちは無関心を装いながらも固唾かたづを呑んで成行きに注目していました。なんと婦人は自分のエコバックを出し、彼女たちのすべてのゴミを入れ始めたのです。そこまでの！です。かなりビックリしました。二人には無視はされましたが、優しく言った手前、そうせざるを得なかったのかもしれない。ただ、その時に周囲の人に聞かせるように「全く、しつけがなってないのよ！〇〇（国名）人は！」と感情をあらわに正に捨てぜりふを吐き降りていかれました。

もちろん、ゴミをポケットに入れっぱなしにして下車するのはいいことではありませんが、電車の中で駅弁を食べた後、空になったケースを座席の下に置くということが当然のように行われていた時代もありました。残念ながら、日本人の中にもゴミをポケットに入れたまま下車するような人もいます。みんなが彼女たちのようではありません。知り合いの中に彼女たちと同国のとても礼儀正しい人もいます。たぶん、それもわかっているはずですが、それなのにあんな捨てぜりふを言ったのはなぜでしょう。きっと彼女たちが言われた通りゴミ箱に捨てていたら、婦人は「私が言った通りやってくれた、わかってくれた」ということ満足感を持ち捨てぜりふにはつながらなかったですね。

一般に捨てぜりふはどんな時に吐くでしょうか。相手が自分の思うままにならないときに大きな不満を表す時、あるいは捨てぜりふを吐くことによって相手を自分の意のままに動かそうとするようなこともあるかもしれません。そしてもう一つ、自分自身がみじめな気持ちになりたくないの、負け惜み的にいう捨てぜりふもありますね。先例はこれに近いですね。

私たちは自分が受け入れがたい場面や状況に直面したときに心のダメージを防ぐ機能を思っています。これは防衛機制と呼ばれます。ショックを受けた時に心を守ろうとして無意識に起こる精神的な防衛機能です。捨てぜりふはまさにその一つと言えます。

防衛機制は重要な機能ですが、どういう場面であつても捨てぜりふを言われることは決して気分のいいものではありません。人格を否定することにもなりかねません。気をつけていかなければならないですね。



インフォメーション

新会員事業所のお知らせ

5月に加入された事業所をご紹介します

支部名	事業所名	所在地
宮古	誠塗装	宮古市
釜石	東北電力(株)岩手三陸営業所	釜石市
釜石	(株)プラシーズ釜石工場	釜石市
釜石	釜石ガス工事(株)	釜石市
一関	(株)ベリーノ	一関市

支部名	事業所名	所在地
一関	(有)やまきち	一関市
一関	(有)旭屋商店	一関市
一関	(株)小暮工業	一関市
二戸	(株)二戸食品	二戸市

4月末会員数	5,038	5月加入	9	5月退会	8	5月末会員数	5,039
--------	-------	------	---	------	---	--------	-------

2019年度第1回通常理事会を開催



挨拶する砂子田代表理事



当協会第1回通常理事会は、5月27日(月) 15:30~17:30 「アートホテル盛岡」の『鳳凰の間』において開催されました。初めに3月23日にご逝去いたしました故宮澤副会長のご冥福をお祈りして理事会出席者一同により黙とうを捧げました。

砂子田会長から「13次防は安心して健康に働くことができる職場の実現に向けて当協会も一人の被災者を出さないという基本理念の実現に向けて取り組んでいこう」と挨拶。また、来賓の小鹿昌也岩手労働局長から、「13次防の計画達成と労働災害ゼロのために貴協会と共に進めていきたい。さらに4月1日から働き方改革法がスタートし全ての監督署に労働時間支援コーナーを開設、社労士会に推進支援センターを開設し、事業主の皆様の支援体制を確立したので活用願います。」との挨拶がなされました。

次の議案を満場一致で承認しました。

- 第1号議案 2018年度事業報告について
- 第2号議案 2018年度決算報告について
- 第3号議案 2019年度定時評議員会の招集について
- 第4号議案 その他 1. 2019年度補正予算について
2. 規程の制定について

令和元年度岩手労働災害防止団体連絡協議会総会を開催

令和元年度岩手労働災害防止団体連絡協議会総会は、6月10日アートホテル盛岡において岩手労働基準協会をはじめとする県内の災害防止団体(12団体)の代表が出席して開催されました。

冒頭、岩手労働災害防止団体連絡協議会の砂子田会長から「労働災害の根絶に向け各構成団体が諸施策を展開して行こう」との挨拶がなされ、続いてご来賓の岩手労働局長小嶋局長から「13次防5カ年計画は死亡災害16人以下、死傷災害1,285人以下を目標としており、ぜひとも達成させるためにも各団体でのご努力をお願いしたい。さらにストップ転倒災害プロジェクト、ストップ熱中症クールワークキャンペーン、全国安全週間等の取り組みにご理解・ご協力をお願いしたい。」との挨拶をいただきました。総会では平成30年度事業報告・決算を確認、令和元年度事業計画・予算を確認し、終了しました。



挨拶する砂子田代表理事、小嶋岩手労働局長



‘19 岩手県産業安全衛生大会 令和元年9月24日(火) 13時30分~

会場 **キャラホール**
(都南文化会館、都南公民館)
〒020-0834 岩手県盛岡市永井24-10-1
※駐車場に限りがございますので、ご協力下さい

事例発表 **トヨタ紡織東北株式会社**
特別講演 **中山 五輪男 氏** (富士通機理事・首席エバンジェリストとして活動中)
緑十字展・パネル展併設
参加案内書は、本誌8月1日号と同封いたします。

講習会のお知らせ 令和元年9月迄のご案内

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
技 能 講 習	有機溶剤作業主任者技能講習	7/25(木)～26(金)	岩手労働基準協会研修センター	定員	本部	11,340	1,944
		9/9(月)～10(火)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部		
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	8/20(火)～22(木)	岩手労働基準協会研修センター	定員	定員	16,740	2,160
		8/20(火)～21(水)・23(金)	岩手労働基準協会研修センター	40	本部		
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	9/2(月)～3(火)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	11,340	1,944
	プレス機械作業主任者技能講習	7/30(火)～31(水)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	11,340	1,512
	玉掛け技能講習	7/30(火)～8/1(木)	サンパルク2F会議室他	20	釜石支部	23,760 (一部免除者) 21,600	1,620
		7/30(火)～31(水)・8/2(金)	サンパルク2F会議室他	20	釜石支部		
		8/5(月)～7(水)	久慈職業訓練協会他	30	二戸支部		
		8/22(木)～24(土)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		8/22(木)～23(金)・25(日)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		8/26(月)～28(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部		
		8/27(火)～29(木)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
		8/27(火)～28(水)・30(金)	気仙教育会館他	20	大船渡支部		
	フォークリフト運転技能講習 (31時間コース)	7/9(火)～12(金)	サンパルク2F会議室他	30	釜石支部	30,240	1,620
		7/12(金)～15(月)	アイ・ドーム他	40	一関支部		
		8/20(火)～23(金)	大船渡商工会議所他	30	大船渡支部		
		8/20(火)～23(金)	久慈職業訓練協会他	30	二戸支部		
		8/26(月)～29(木)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
		9/9(月)～12(木)	岩手労働基準協会宮古支部他	40	宮古支部		
9/9(月)～12(木)		岩手労働基準協会花巻支部	40	花巻支部			
9/13(金)～16(月)		アイ・ドーム他	40	一関支部			
小型移動式クレーン運転技能講習	7/22(月)～24(水)	久慈職業訓練協会他	30	二戸支部	29,700 (一部免除者) 27,540	1,674	
	7/25(木)～27(土)	アイ・ドーム他	30	一関支部			
	7/29(月)～31(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部			
	8/19(月)～21(水)	岩手労働基準協会宮古支部他	30	宮古支部			
	8/19(月)～20(火)・22(木)	岩手労働基準協会宮古支部他	30	宮古支部			
	9/10(火)～12(木)	サンパルク2F会議室他	20	釜石支部			
	9/10(火)～11(水)・13(金)	サンパルク2F会議室他	20	釜石支部			
	9/10(火)～12(木)	二戸職業訓練協会他	30	二戸支部			
ガス溶接技能講習	7/31(水)～8/1(木)	久慈職業訓練協会他	40	二戸支部	10,800	864	
	8/8(木)～9(金)	宮古高等技術専門学校	40	宮古支部			
	9/5(木)～6(金)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部			
高所作業車運転技能講習	7/17(水)～18(木)	気仙教育会館他	20	大船渡支部	35,640 (一部免除者) 32,400	1,850	
	7/17(水)・19(金)	気仙教育会館他	20	大船渡支部			
	9/11(水)～12(木)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部			
	9/11(水)・13(金)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部			
安全衛生推進者養成講習	8/5(月)～6(火)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部	9,180	1,404	
	8/21(水)～22(木)	サンパルク2F会議室	40	釜石支部			
特 別 教 育	クレーン運転業務特別教育	7/22(月)～23(火)	岩手労働基準協会研修センター	定員	盛岡支部	9,720 10,800	1,674
		8/21(水)～22(木)	岩手労働基準協会花巻支部	50	花巻支部		
		9/18(水)～19(木)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
	低圧電気取扱業務特別教育 (開閉器の操作)	7/12(金)	気仙教育会館	40	大船渡支部	8,640 9,720	702
		8/7(水)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
	アーク溶接等の業務特別教育	8/5(月)～6(火)	宮古高等技術専門学校	40	宮古支部	10,800 11,880	1,080
9/6(金)～7(土)		一関職業訓練協会	40	一関支部			

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
特別教育	自由研削と石取替え業務特別教育	8/19(月)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部	6,480 7,560	1,296
		8/27(火)	サンバルク2F会議室	40	釜石支部		
		9/28(土)	アイドーム	40	一関支部		
	フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	8/7(水)	アイドーム	40	一関支部	5,940 7,020	972
		8/8(木)	サンバルク2F会議室	40	釜石支部		
		8/30(金)	岩手労働基準協会研修センター	定員	盛岡支部		
	粉じん作業特別教育	8/2(金)	気仙教育会館	30	大船渡支部	5,400 6,480	864
		9/13(金)	岩手労働基準協会研修センター	30	盛岡支部		
	小型車両系建設機械運転特別教育	9/25(水)~26(木)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部	13,824 14,904	1,645
	足場の組立て等の業務特別教育	7/18(木)	アイドーム	30	一関支部	5,940 7,020	800
動力プレス金型等の取り付け業務特別教育	7/25(木)~26(金)	気仙教育会館他	30	大船渡支部	9,720 10,800	1,080	
酸素欠乏危険作業特別教育	8/1(木)	アイドーム	30	一関支部	6,480 7,560	1,296	
その他	職長教育	8/1(木)~2(金)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部	12,420 13,500	864
		9/26(木)~27(金)	サンバルク2F会議室	40	釜石支部		
	職長・安全衛生責任者	9/12(木)~13(金)	気仙教育会館	40	大船渡支部	12,420 13,500	1,512
	刈払機作業従事者安全衛生教育	8/28(水)	アイドーム	40	一関支部	8,100 9,180	2,700
	職長能力向上教育	7/24(水)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部	8,100 9,180	1,620
	職長・安全衛生責任者能力向上教育	7/24(水)	サンバルク2F会議室	40	釜石支部	5,940 7,020	950
	有機溶剤作業従事者安全衛生教育	9/30(月)	気仙教育会館	30	大船渡支部	6,804 7,884	972
	化学物質のためのリスクアセスメントセミナー	7/12(金)	岩手労働基準協会研修センター	50	本部	5,400 6,480	864
	衛生担当者研修会	9/4(水)	岩手労働基準協会研修センター	100	盛岡支部	会員 非会員	無料 1,000
	危険予知(KY)普及講習	7/23(火)	気仙教育会館	40	大船渡支部	6,480 7,560	1,026
安全管理者選任時研修	8/8(木)~9(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	14,580 16,740	1,512	

※ 定員になり次第、申し込みを締め切ります。定員の確認等は、開催支部へ直接お問合せください。

- 特別教育及びその他の講習の受講料は、上段=会員、下段(斜字)=会員以外です。
- 受講料・テキスト代は消費税8%込みです。
- 上記以外の講習については、最寄りの支部にお問い合わせください。

問い合わせ・申込先・メールアドレスは下欄をご覧ください

岩手労働基準協会お問い合わせ先

	電話番号	FAX番号	E-mail アドレス
本部	019-681-9911	019-681-1018	honbu@iwateroukikyo.com
盛岡支部	019-681-1076	019-681-1018	morioka@iwateroukikyo.com
宮古支部	0193-62-4906	0193-62-4906	miyako@iwateroukikyo.com
釜石支部	0193-55-4380	0193-55-4381	kamaisi@iwateroukikyo.com
花巻支部	0198-29-4800	0198-29-4801	hanamaki@iwateroukikyo.com
一関支部	0191-23-7729	0191-23-7720	ichinoseki@iwateroukikyo.com
大船渡支部	0192-47-3882	0192-47-3887	ofunato@iwateroukikyo.com
二戸支部	0195-23-5521	0195-23-0419	ninohe@iwateroukikyo.com

クイズでゲット

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で〇回目を迎えます。

では、〇に入る数字は次のどれでしょうか？

- ① 90
- ② 91
- ③ 92

ヒント 2ページを参考に回答してください。



7月27日はスイカの日

原産は南アフリカで、日本には室町時代以降に中国から伝わったとされています。漢字で「西瓜」と書きますが、これは中国語に由来したものです。英語では「ウォーターメロン」というように、果肉の90%以上が水分で、ブドウ糖や果糖、ビタミンA、カリウムなどをバランスよく含んでいます。園芸分野では「野菜」に分類され、青果市場は栄養学上「果物」に分類されます。

岩手県の生産量は近年減少し約900トン(2016年度調べ)の出荷量ですが、全国平均では33位、1位は熊本県で48,700トンです。ちなみに県内の生産量1位は滝沢市で、「滝沢スイカ」が銘産です。(写真は一般的なスイカです)

- 応募方法
- 締め切り
- 宛先
- 賞品及び発表
- 6月号の正解

- ①自宅住所・氏名 ②クイズの答え ③本誌への意見や感想などを書いて、ハガキ、FAX又はeメールでお寄せ下さい。
- 令和元年7月22日(月)消印有効
- ☎020-0857 盛岡市北飯岡一丁目10-25
(公財)岩手労働基準協会 クイズ係宛て
FAX 019-681-1018
eメール honbu@iwateroukikyo.com
- 応募者の中から抽選で5名様に図書カード(500円券)をお送りします。当選者への賞品発送をもって発表にかえます。
- ②

※ご当地紹介コーナーへの皆様からのご紹介の情報もお待ちしております。

川柳原生林社 編集長 中島久光

川柳コーナー

受け流すことを教える沈下橋

とかく、反抗をすることが美德とされる風潮もありましたが、沈下橋は黙って受け流すことが、最上の策であると教えてくれます。

(川柳原生林4月号<杜若>山田美鈴作品より)

岩手の死亡災害(5月末)

製造業	0	(1)
鉱業	0	(0)
建設業	3	(4)
運輸交通業	1	(0)
林業	0	(0)
商業	0	(0)
その他	1	(1)

累計 5 (6)
()内は前年同期

編	集
後	記

7月1日から7日は「全国安全週間」でもありません。全国安全週間は今年で92回目を迎え、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的としています。労働災害防止対策は各事業場の労使が一体となって取り組みを進めてきた努力により、労働災害は長期的には減少し、平成30年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みですが、休業4日以上の死傷災害については、転倒災害の増加等により3年連続で前年を上回る見込みとなっています。今年のスローガンは更なる労働災害の減少を図ることを決意して「新たな時代に PDCA みんな

で築こう ゼロ災職場」として取り組みが展開されています。岩手労働局・各労働基準監督署では、経営者自らが労働安全に取り組む決意を宣言することにより労働災害防止の姿勢を示し、これを職場に掲示することにより、事業場全体の安全意識が高揚され、自主的な労働災害防止活動が促進されることを期して、各事業場に「安全決意宣言」活動を強力に推進しています。詳しくは岩手労働局HP『安全決意宣言』で検索願います。【※PDCAとは、マネジメントシステムの基本をなす「計画(Plan)－実施(Do)－評価(Check)－改善(Act)」(PDCAサイクル)という。一連の過程】

発行 令和元年7月1日
定価 1部 100円
〔会員事業所の購読料は年会費に含む〕

発行所 公益財団法人岩手労働基準協会
盛岡市北飯岡一丁目10-25
☎020-0857/☎019-681-9911/FAX019-681-1018
編集・発行人 戸澤勝弘